

監査結果公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年度定期監査（前期）の結果について

平成24年12月25日

東かがわ市監査委員 赤坂末夫

東かがわ市監査委員 岡本憲治

東かがわ市監査委員 矢野昭男

第1 監査の内容

平成24年4月1日から平成24年8月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った。

特に、次の観点について、意を用いて監査した。

- ア 幼稚園等(次の「第2 監査の対象」に表示する幼稚園・保育所をいう。以下同じ。)で行われている事務処理及び管理運営が、東かがわ市条例、規則等に則って行われているかどうか。
- イ 幼稚園等において徴収される現金(口座引落し分を含む。)及び預金通帳の管理・保管と運用が適正に処理されているかどうか。
- ウ 幼稚園等における屋外遊具保守点検及び非常用備蓄品の保管について、適切な対応措置が執られているかどうか。

第2 監査の対象

部 局 名	所 管 課 及 び 幼 稚 園 ・ 保 育 所 名
市 民 部	子育て支援課 引田幼稚園、本町幼稚園、白鳥幼稚園、福栄幼稚園、福栄保育所、三本松幼稚園、誉水幼稚園、丹生幼稚園、町田保育所

第3 監査の実施期間

平成24年10月29日(月)から平成24年11月8日(木)まで

第4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての正確性、合規性、効率性等に主眼をおき、行政監査的観点(法令遵守)も加味して実施した。監査に当たっては、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、各幼稚園等に出向き説明を聴取して実施した。

なお、今回の監査に先立って市民部子育て支援課に対し平成24年9月27日(木)、事前研究を実施した。その結果は、ここに併せて記載した。

第5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正であった。

指摘及び改善を要する事項は、次のとおりである。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。監査委員の意見については、後記の「第6 意見」のとおり付するものである。

なお、この監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項に基づき、その旨を通知されたい。

1 指摘及び改善を求める事項

(1) 各幼稚園等個別事項

○ 引田幼稚園

(ア) 幼稚園授業料の減免に係る授業料等減免措置に関する調書等については、東かがわ市立学校の管理運営に関する規則（平成15年東かがわ市教育委員会規則第13号）第38条第1項第12号に規定される「公文書つづり」に該当すると思われるので、必要事項を記入し提出した調書の写しを所定の期間、保存するようにしていただきたい。

○ 本町幼稚園

(ア) 郵券受払簿と現物との照合において、80円切手の現物が2枚不足していた。また、80円切手について、平成23年度期末で155枚であったが平成24年度期首で149枚と一致していなかった。今後、適正な管理をされたい。

○ 白鳥幼稚園

(ア) 幼稚園児が避難し保護者等への引渡し時に使用する「園児引渡し・緊急時連絡カード」は、引取り者、避難場所、引渡し日時・場所等が記入されるようになっており、緊急時の対応において有効であると評価できる。

○ 福栄やまびこ園（幼保一体化施設：福栄幼稚園及び福栄保育所）

(ア) 幼保一体化の利点を生かしながら、地域に根ざした園の経営が行われている。今後も全職員間での意思疎通を図りながら職員の研修に努めて行ってほしい。

○ 三本松幼稚園

(ア) 備品保管簿において、旧町引継分の備品の転記を行った際には、削除を鉛筆書きで行うのではなく、ペン書きとするようにしていただきたい。併せて、その際には、そのてん末（転記した日付・箇所）を書き添えるようにしていただきたい。

(イ) 幼稚園授業料の減免に係る授業料等減免措置に関する調書等については、東かがわ市立学校の管理運営に関する規則第38条第1項第12号に規定される「公文書つづり」に該当すると思われるので、必要事項を記入し提出した調書の写しを所定の期間、保存するようにしていただきたい。

○ 誉水幼稚園

(ア) 平成23年6月24日購入の消火器（8本）には、東かがわ市物品管理規則（平成15年東かがわ市規則第33号）第16条に規定する備品の標識が付されていないので標示をしていただきたい。

(イ) 園児の健全な育成には、家庭との連携が必要不可欠であるという観点からして、

平成24年度優良PTA文部科学大臣表彰を東かがわ市立誉水幼稚園PTAが受賞したことは、当該PTA活動が優秀な実績をあげていると評価できるので、今後ともその活動を継続していってほしい。

○ 丹生こども園（幼保一体化施設；丹生幼稚園及び町田保育所）

（ア）現金出納帳の記帳方法が簡潔でわかりやすく、また、現金出納簿と預金通帳での入出金の記帳の照合がしやすく工夫されている。

（イ）平成24年2月3日購入の耐火キャビネット及び平成24年5月2日購入の電話機（FAX付）には、東かがわ市物品管理規則第16条に規定する備品の標識が付されていないので標示をしていただきたい。

（2）幼稚園等共通事項

（ア）預金通帳については、平成22年2月24日付け監査結果公告第2号の「平成21年度定期監査（後期）の結果について」中、共通意見として「目的が終了した通帳は廃止を、目的を同じとする通帳があれば、一本化について検討されたい。」としてきたが、給食費（主食費）については市の歳入歳出に属する公金であるので、預金通帳での管理を行っている幼稚園等においては、公金外現金（教材費、材料費、図書費等。）の預金通帳と区別し管理をしていただきたい。なお、現在は年度途中であることから次年度からの措置を検討していただきたい。

（イ）幼稚園等で徴収する現金については、集金袋（兼領収証）で集金し担任の教諭印を押印し処理しているが、それらの現金のうち給食費（主食費）については公金であるので公金外現金とは区別し、集金袋の様式を工夫するなどして分任出納員による領収印によって次年度から処理できるよう検討していただきたい。

（ウ）預金通帳と補助簿（現金出納簿）において、出金日と支払日とのずれが生じているので、できるだけ開かないように（現金を手持ちで保管する日数を少なくするように）心がけていただきたい。

（エ）専門業者による消火器具点検票の作成に当たっては、消火器明細に使用期限（消火器メーカーによる設計上の耐用年数から算定した期限でも可。）の記載欄を設け（専門業者によっては「型式失効期限」欄を設けている様式もあるが、その部分は空白となっている。）記入するようにしていただきたい。この場合において、平成22年度に改正された消火器の規格・点検基準等の内容に留意しながら措置していただきたい。

（3）所管課個別事項

○ 市民部子育て支援課

（ア）東かがわ市出納員規則（平成17年東かがわ市規則第8号）第3条の規定により

分任出納員の設置及び分掌事務を定めているが、それによると幼稚園においては幼稚園長が分任出納員となっており、授業料の収納及び給食費等に係る収入金の収納が委任する事務となっている。各幼稚園には領収印自体が交付されておらず、幼稚園における公金の取り扱いという観点からしてみると規定どおり執行されているとは言い難い。授業料については、平成21年3月5日付け監査措置公告第3号の「平成19年度定期監査の結果に関する措置について」中、「授業料の未納者については、納付書を送付し金融機関又は出納室窓口での納付を依頼している。その際、やむを得ず現金を預かった場合は預かり書を発行するように改善した。」とあるように今回の監査で措置の確認はできたものの、さらに踏み込んで、領収印を交付し授業料及び預かり保育料の公金を取り扱うケースについては、預かり書の交付ではなく適正な現金収納が可能となるよう体制を整えていただきたい。

その際には、幼稚園長が不在のときにも対処できるよう主任教諭を加えらるか、あるいは現金を取り扱うすべての職員とするなど、複数人の分任出納員の体制を検討し必要に応じて当該規則改正を措置していただきたい。

(イ) 各幼稚園等から毎月、安全衛生チェックリストが所管課の子育て支援課へ提出されているが、その提出書類には点検者が押印するような様式となっていないので、押印して提出できるように取り計らっていただきたい。

(ウ) 各幼稚園等に対し所管課の市民部子育て支援課では年1回、帳簿類の検査を実施しているとのことであるが、その際、検査結果報告書を取りまとめ復命するようにしていただきたい。

第6 意見

本市の予算執行の適正化及び運営の合理化、法令遵守等に資するため、次のとおり意見を付する。

平成24年度の定期監査（前期）において監査対象となった幼稚園等の前期分にかかる予算の執行状況、施設の管理状況、法令遵守に基づく監査意見は、各幼稚園等共通、市民部子育て支援課及び各幼稚園等と市民部子育て支援課との両方ごとに区分し意見としてまとめた。

1 各幼稚園等共通意見

(ア) 預金通帳に関しては、これまで「目的が終了した通帳は廃止を、目的を同じとする通帳があれば、一本化について検討されたい。」と意見を述べてきたところであるが、今回の監査で各幼稚園等が最小限の預金通帳数としたため現金出納簿との照合作業ができにくいという現場からの意見があった。公金外現金を取り扱う預金通帳は、1冊の通帳でも複数の科目の補助簿を使用すれば事務処理は可能ではないかと思われるが、状況に応じて預金通帳を分けるのもやむを得ない面もあるようなので、上述の監査委員の意見に留意しながら今後とも引き続き適正な執行に努められたい。

(イ) 各幼稚園の学校評価書は、東かがわ市立学校の管理運営に関する規則に従って実施されているが、自己評価だけでなく第三者的な見方として幼稚園関係者評価を実際の園の経営（教育）改善にそれぞれ独自の方法で役立てている点を評価したい。今後も第三者の意見を大切にし、より良い経営（教育）を実践していってほしい。

(ウ) 切手の購入に際しては、手持ちの切手枚数を勘案し半年程度の使用予定枚数を目安に購入するようにしたらどうかと考える。

(エ) 各幼稚園等において、非常用備蓄品がある場合には、購入日と保存期間を台帳に記載するかその品物に貼付するとか工夫して表示しておくようにしたら良いと思われる。

2 市民部子育て支援課への意見

(ア) 消火器具点検においては、消火器具の納入業者と同一の点検業者となっている場合があるので、消火器具の納入業者以外の点検業者となるように検討してみてはどうかと考える。

3 各幼稚園等と市民部子育て支援課との両方への意見

(ア) 幼稚園等において徴収する現金については、具体的な管理・運用方法は各幼稚園等の裁量に任されているが、これらの事務作業が不効率を招いていることや園長、教諭等に過度の負担をかけていることは否めない。本来の職務（教育）に専念できるようこれらの点について、今後、現金の取り扱いの適正化を維持しつつ、効率的に、かつ、負担の軽減が図れるよう改善措置を研究・指導していただきたい。

(イ) 屋外遊具については、点検業者からの定期点検報告書の中で機能に関する総合判断として「C 重要な箇所に異常があり、部分修繕必要（使用禁止、場合により使用可能）」と判定された遊具がある。これらの遊具については、各幼稚園等だけの判断に委ねるのではなく所管課である子育て支援課も加わり、また、必要に応じて製作した業者などの意見も聴取し個々の遊具について総合的に判断するようにしてほしいと考える。

(ウ) 幼稚園舎については、古い老朽化した園舎も見受けられるので、新園舎になるまでは重大な事故等が発生しないよう常日頃からの日常点検と定期点検が重要であることは言うまでもない。十分に施設点検を行い必要な場合は、修繕等を速やかに行うよう努めていただきたい。各幼稚園等においては、状況に応じて所管課への支援・見解を求め指導を仰ぎながら安心な園生活を送れるよう取り計らっていただきたい。

資 料 編

資料 1

各幼稚園等における園児と職員の数表

平成24年8月31日現在

(単位：人)

区 分	幼稚園等名	園 児 数	職 員 数		
			定数内職員数	定数外職員数	計
幼保一体化 施設	福栄やまびこ園	27	6	8	14
	丹生こども園	93	9	13	22
幼 稚 園	引田幼稚園	65	4	4	8
	本町幼稚園	73	5	5	10
	白鳥幼稚園	42	4	1	5
	三本松幼稚園	46	4	3	7
	誉水幼稚園	62	4	4	8
合 計		408	36	38	74

注意 上記の「福栄やまびこ園」は福栄幼稚園と福栄保育所を、「丹生こども園」は丹生幼稚園と町田保育所をそれぞれ合計した数値である。

資料2 予算執行状況(1)歳入

(単位:円, %)

年度	所属名称	会計	款	項目	目名称	節	節名称	A	B	C	D	D=B-C-D	B/A	D/A	D/B
								予算現額	調定額	不納欠損額	収入額	収入未済額	調定/予算	収入/予算	収入/調定
24	引田幼稚園	01	19	04	01	06	教育費雑入	14,000	13,650	0	13,650	0	97.50	97.50	100.00
24	本町幼稚園	01	19	04	01	06	教育費雑入	15,000	15,330	0	15,330	0	102.20	102.20	100.00
24	白鳥幼稚園	01	19	04	01	06	教育費雑入	9,000	8,820	0	8,820	0	98.00	98.00	100.00
24	福栄幼稚園	01	19	04	01	06	教育費雑入	2,000	1,470	0	1,470	0	73.50	73.50	100.00
24	福栄保育所	01	19	04	01	02	民生費雑入	1,686,000	585,960	0	585,960	0	34.75	34.75	100.00
24	三本松幼稚園	01	19	04	01	06	教育費雑入	10,000	9,660	0	9,660	0	96.60	96.60	100.00
24	誉水幼稚園	01	19	04	01	06	教育費雑入	13,000	13,020	0	13,020	0	100.15	100.15	100.00
24	丹生幼稚園	01	19	04	01	06	教育費雑入	9,000	8,820	0	8,820	0	98.00	98.00	100.00
24	町田保育所	01	19	04	01	02	民生費雑入	4,794,000	1,455,450	0	1,455,450	0	30.36	30.36	100.00

資料2 予算執行状況(2)歳出

平成24年9月3日電算取得データ

(単位:円, %)

年度	所属名称	会計	款	項	目	自名称	A		B	C	D=A-B		E=A-C	B/A	C/A
							予算現額	負担行為額			支出額	配当残額			
24	引田幼稚園	01	10	04	01	幼稚園費	5,465,000	1,703,894	1,581,044	3,761,106	3,883,956	31.18	28.93		
24	本町幼稚園	01	10	04	01	幼稚園費	4,200,000	1,112,219	948,419	3,087,781	3,251,581	26.48	22.58		
24	白鳥幼稚園	01	10	04	01	幼稚園費	3,128,000	887,034	723,234	2,240,966	2,404,766	28.36	23.12		
24	福栄幼稚園	01	10	04	01	幼稚園費	1,299,000	201,097	201,097	1,097,903	1,097,903	15.48	15.48		
24	福栄保育所	01	03	02	04	保育所費	6,779,000	2,473,140	2,376,540	4,305,860	4,402,460	36.48	35.06		
24	三本松幼稚園	01	10	04	01	幼稚園費	3,065,000	821,428	698,578	2,243,572	2,366,422	26.80	22.79		
24	誉水幼稚園	01	10	04	01	幼稚園費	3,238,000	832,866	710,016	2,405,134	2,527,984	25.72	21.93		
24	丹生幼稚園	01	10	04	01	幼稚園費	1,551,000	401,326	401,326	1,149,674	1,149,674	25.88	25.88		
24	町田保育所	01	03	02	04	保育所費	15,420,000	5,183,387	5,074,187	10,236,613	10,345,813	33.61	32.91		